



新潟県公報

平成 25 年
7 月 9 日(火)
第 2494 号

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部改正…………… 611
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定…………… 612
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更…………… 612

公 告

- 都市計画変更図書の写しの縦覧…………… 612

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更…………… 613
- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の所在地の変更…………… 613

監 査 委 員

- 監査の結果に基づく措置状況の公表…………… 613

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）…………… 615

告 示

新潟県告示第四百三三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成四年新潟県告示第四百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月九日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十五年七月九日

新潟県知事 福田 富一

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五〇三円	一一、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一一、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一一〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四二円	一一、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	一四、四五五円

五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	一四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一〇円	一三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一、九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九三五円

(職員総務課)

栃木県告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月9日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者等

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
訪問看護ステーション あい	那須烏山市金井2-5-9 ベンチャープラザ那須烏山No.3	株式会社悠愛	平成25年7月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年7月9日

栃木県知事 福田 富一

病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類	担当する医療の種類
医療法人社団友志会石橋総合病院（栃木県厚生農業協同組合連合会石橋総合病院）	下野市石橋628	医療法人社団友志会	平成25年4月1日	育成医療及び更生医療	整形外科に関する医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

公 告

○都市計画変更図書の写しの縦覧

那須塩原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年6月26日に変更した、那須塩原都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年7月9日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり施設の名称の変更があったので告示する。

平成25年7月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
佐野中央病院	医療法人社団穂高会 佐野中央病院	佐野市北茂呂町10-7
医療法人京愛会 黒磯病院	医療法人社団京愛会 黒磯病院	那須塩原市高砂町3-5
社団法人栃木県医師会 栃木県医師会 塩原温泉病院	一般社団法人栃木県医師会 栃木県 医師会塩原温泉病院	那須塩原市塩原1333

栃木県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設について所在地に変更があった旨、宇都宮市選挙管理委員会から次のとおり報告があったので、告示する。

平成25年7月9日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
宇都宮市城東地域コミュニティセンター	宇都宮市築瀬町247-1	宇都宮市城東2-23-1

監査委員

栃木県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年7月9日

栃木県監査委員 渡 辺 渡
同 早 川 尚 秀
同 黒 本 敏 夫
同 鈴 木 誠 一

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
自動車税事務所 (佐野支所を含む。)	平成24年11月2日	収入・支出事務のうち、パソコンに係る経費の執行において、不具合を修繕するための費用を支出しているが、実際は、修繕経費より安価であることを理由	故障したパソコンについては、不用の決定及び廃棄処分を行い、新たに購入したパソコンは、物品登録（発見登載）を行いました。今後、予算執行に際

		に、新たなパソコンを購入しているものがあった。	しましては、法令遵守を徹底し、適切な事務執行に努めます。特に、物品の購入や修繕料の執行の際は、検査員や出納員の役割を十分に再認識したうえで、検査においては検査員だけでなく、出納員も確認を行うなどチェック体制を強化して参ります。
博物館	平成24年10月16日	予算執行のうち、電子顕微鏡保守委託において、実施伺を作成せず保守業務を実施していたものが2件693,000円あった。	予算措置されている業務の執行状況をチェックする体制が十分ではありませんでした。今後は、予算措置されている委託業務等の執行状況確認を担当及び総務課で行う体制をとり、さらに決算の際にも予算措置状況と実施状況について再確認を行います。
県北児童相談所	平成24年10月26日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、支給割合の基礎となる在職期間等の計算を誤ったことから支給不足となっているものが、期末手当1件71,683円、勤勉手当1件13,654円あった。	支給不足となっていた期末手当及び勤勉手当については、平成24年10月22日に追給しました。今後は再発防止を徹底するため、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適切な事務執行に努めます。
鹿沼土木事務所	平成24年12月7日	委託事務のうち、快適な道づくり事業費（県単）に係る測量業務委託の設計積算において、基準点設置費の算定を誤ったため、設計額が過小となっているものが1件147千円あった。	今後、同種業務委託の設計積算に当たっては、積算基準に定められた経費を適正に計上するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な設計積算に努めます。
真岡土木事務所	平成24年12月10日	委託事務のうち、砂防施設づくり事業費（交付金）に係る地質・土質調査業務委託の設計積算において、機械ボーリングの資料整理とりまとめ経費の算定に当たり、土質ボーリングと岩盤ボーリングの本数を誤ったため、設計額が過小となっているものが2件378千円あった。	今後、同種業務委託の積算に当たっては、数量算定を適正に計上すべく、検算の徹底、チェック体制の改善などに取り組み、適正な設計積算に努めます。
栃木土木事務所	平成24年11月27日	委託事務のうち、街路づくり事業費（交付金）に係る工事損害調査業務委託の設計積算において、工損調査等業務費積算基準に定められた諸経費率を適用しなかったため、設計額が過大となっているものが1件189千円あった。	同種委託の設計積算に当たっては、積算基準に定められた諸経費率を適正に計上すべく、技術調整会議の中で周知徹底の強化を図るとともに、チェック体制を複数で行うなど適正な設計積算に努めます。

安足土木事務所	平成24年12月4日	工事事務のうち、砂防施設づくり事業費（国庫補助）に係る擁壁工事及び道路整備受託事業費（快適な道づくり事業費（交付金）との合併施工）に係る道路照明設置工事の設計積算において、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが2件976千円あった。	設計積算に当たっては、きめ細かな検算の実施、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めます。
今市高等学校	平成25年2月20日	給与事務のうち、期末手当において、育児休業職員の在職期間別支給割合を誤ったことから、過支給となっているものが1件69,393円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適切な事務執行に努めます。
小山北桜高等学校	平成25年2月20日	予算執行のうち、高等学校産業教育施設整備事業費に係る深井戸ポンプ改修工事において、当該井戸を公有財産としてその現況を把握し適正な管理をしていなかったため、誤った井戸の深さを基に設計積算し、必要以上の数量の揚水管を製作していた。	揚水管は特注のため返品は不可能であることから、揚水管の据付費だけを減額し変更契約を行いました。また、余った揚水管は次期更新時に使用可能であるため、倉庫に保管しています。今後、公有財産の管理に当たっては、図面・設計書の保管管理を徹底し、また公有財産管理システム等に詳細な情報を入力するなどして、再発防止に努めます。
栃木商業高等学校	平成24年11月20日	給与事務のうち、通勤手当において、自動車使用の認定経路を誤ったため、過支給となっているものが2件97,220円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、再発防止を徹底し、事務担当者及び出納員で通勤手当の認定を正確に確認し、適正な事務執行に努めます。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年7月9日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 栃木交通管制システム上位装置機器（設定等含む。） 1式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間

平成26年3月1日から平成31年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県警察本部交通部交通管制センター外10か所（詳細は、別紙仕様書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年8月19日から同月20日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課施設室安全施設係 電話028-621-0110（内線2292）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成25年7月9日から同年8月18日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成25年8月19日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成25年8月20日午前11時 栃木県警察本部庁舎2階入札室
開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料、月額保守点検費、定数設定及び機器設置費及びその総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Higher-level Processor Device for Tochigi Prefectural Traffic Control System(including settings,etc.), 1 set
- (2) Date of Bidding:
5:00p.m., August 19, 2013
- (3) Information is available at:
Finance Division,
Department of Police Administration
Tochigi Prefectural Police Headquarters
1-1-20 hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510
TEL 028-621-0110(extension 2292)

(警察本部会計課)